

議^ぎ会^{かい}を^{まな}学^{まな}ぼう!

月

～ 聞^ききたい知^しりたい議^ぎ会^{かい}の仕^し事^{ごと} ～

日



つるしぎかい
「都留市議会ってなあ～に」

つるしぎかい
都留市議会

日直



しぎかい

1. 市議会って、何をするところなの？

月

しぎかい つるし す おも よ
市議会は、都留市を、みんなが住みつづけたいと思うような良いまちにしていくため、
つるし す ひと なか えら ぎいん あつ はな あ
都留市に住む人の中から選ばれた議員が集まって、話し合いをするところです。
ぎかい やくわり しみん だいひよう いけん かんが い
議会の役割は、市民の代表として、みんなの意見や考えをまちづくりに活かして
いくことです。



たと
例えば・・・

- 市の大切なルール(条例)を決めたり、変えたりします。
し たいせつ じょうれい き か
- 市のお金の使い方(予算)を決めたり、正しく使われているか調べます。
し かね つか かた よさん き ただ つか しら
- 市の仕事について質問して、仕事が正しく行われているか調べます。
し しごと しつもん しごと ただ おこな しら
- 県や国に「こうしてほしい」と意見をだします。
けん くに いけん



日直

ぎいん 2. 議員ひとってどんな人たち？

月

議員ぎいんは、都留市つるしに住む人すの代表だいひょうとして、都留市つるしに住んでいる人すの中から都留市つるしに住んでいる人すが選ばれます。

このような選び方えらを選挙かたといせんきよいます。18才さいになると議員ぎいんを選えらべるようになりせんきよけん（選挙権さい）、25才さいになると

議員ぎいんになることひができるようせんきよけんになります（被選挙権さい）。

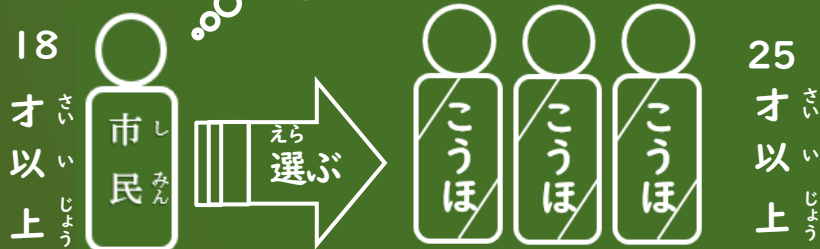
都留市つるしには、16人にんの議員ぎいんがいて、選挙せんきよで選えらばれると4年間ねんかん、議員ぎいんとして活動かつどうすることができます。

次の選挙つぎは、令和9年れいわ4月ねんにあります。

都留市つるしでは、議員ぎいんになると毎月まいつき345,000円えんもらえます（議員報酬ぎいんほうしゅう）。

日

だれ
誰にしよう



ぜんいん つるし す ひと
全員、都留市に住んでいる人



日直

ぎかい 3. 議会しくってどんな仕組み？

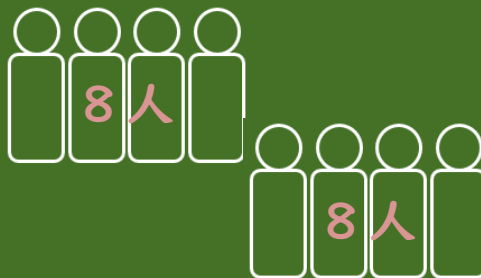
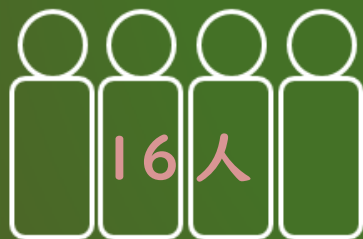
ぎかい ねん かいひら ていれいかい
議会には、3月、6月、9月、12月の年4回開かれる定例会と、

いそ き ひら りんじかい
急いで決めることがあるときに開かれる臨時会があります。

ぎかい ぎいんぜんいん あつ はな あ ほんかいぎ にん
また、議会には議員全員が集まって話し合う本会議と、8人ずつの
わ ぶんたん くわ はな あ いいんかい
グループに分かれて、分担して、詳しく話し合う委員会があります。

ほんかいぎ
本会議

いいんかい
委員会



月

日

日直

ていれいかい

4. 定例会ってどう進むの？

月
日

ていれいかい はじ ほんかいぎ いいんかい ひら はな あ
定例会が始まると、本会議と委員会が開かれていろいろなことが話し合われます。

ていれいかい ぎいん し しごと しつもん ていあん しつぎ おな こころざし も ぎいん だいひょう
また、定例会では議員が市の仕事について質問や提案をする質疑や、同じ志を持った議員のグループの代表が
しつもん だいひょうしつもん ぎいん しつもん いっぱんしつもん おこな
質問する代表質問、それぞれの議員が質問する一般質問が行われます。

ほんかいぎ 本会議

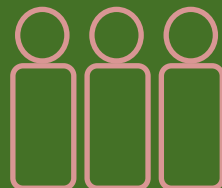
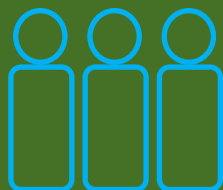
- ① 市長が話し合ってもらいたいこと(議案)
について説明します
- ② 議案に対して議員が質問し、市長や市職員が答えます(質疑)
- ③ 詳しく話し合うため、議案を委員会にあずけます(付託)
- ④ 市の仕事について、議員が質問や提案をします(代表質問・一般質問)

いいんかい 委員会

- ⑤ 付託された議案について詳しく話し合います(議案審査)
- ⑥ 委員会として議案に賛成か反対かを多数決で決めます(採決)

さんせい
賛成です

はんたい
反対です



ほんかいぎ 本会議

- ⑦ 委員会で話し合った結果を委員長が報告します
- ⑧ 報告された結果についてほかの議員が質問します(質疑)
- ⑨ 議案に賛成の議員、反対の議員が意見を発表します(討論)
- ⑩ 議会として議案に賛成か反対かを多数決で決めます(採決)

日直

いいんかい 5.委員会って、なに何をするの？

月

ぎかい ぎかい はな あ ぎかうんえいいんかい し しごと ぶんたん はな あ じょうにんいいんかい
議会には、議会のルールを話し合う議会運営委員会、市の仕事について分担して話し合う、常任委員会、
とくべつ もんだい はな あ とくべついいんかい
特別な問題について話し合う特別委員会があります。

いいんかい
委員会

とくべついいんかい
特別委員会

ぎかい かい かく とくべついいんかい
議会改革特別委員会

かんこうしんこうとくべついいんかい
リニア・観光振興特別委員会

きょういく どうせいさくすいしんとくべついいんかい
教育・DX等政策推進特別委員会

よさん けっさんとくべついいんかい
予算・決算特別委員会

ぎかうんえいいんかい
議会運営委員会

じょうにんいいんかい
常任委員会

そう おさんぎょうけんせつじょうにんいいんかい
総務産業建設常任委員会

しゃかいこうせいじょうにんいいんかい
社会厚生常任委員会

ぎかい へんしゅういいんかい
議会だより編集委員会



ぎじょう 6. 議場って、どんなところ？

■ ぎいん 議員
■ しちょう 市長
■ ししょくいん 市職員
■ ぎかいじむきょく 議会事務局

月

① 議長席

ぎいん なか えら ぎちよう
議員の中から選ばれた議長

すわ しんこう
が座り進行します。

ぎかいじむきょくきょくちよう
となりに議会事務局局長が

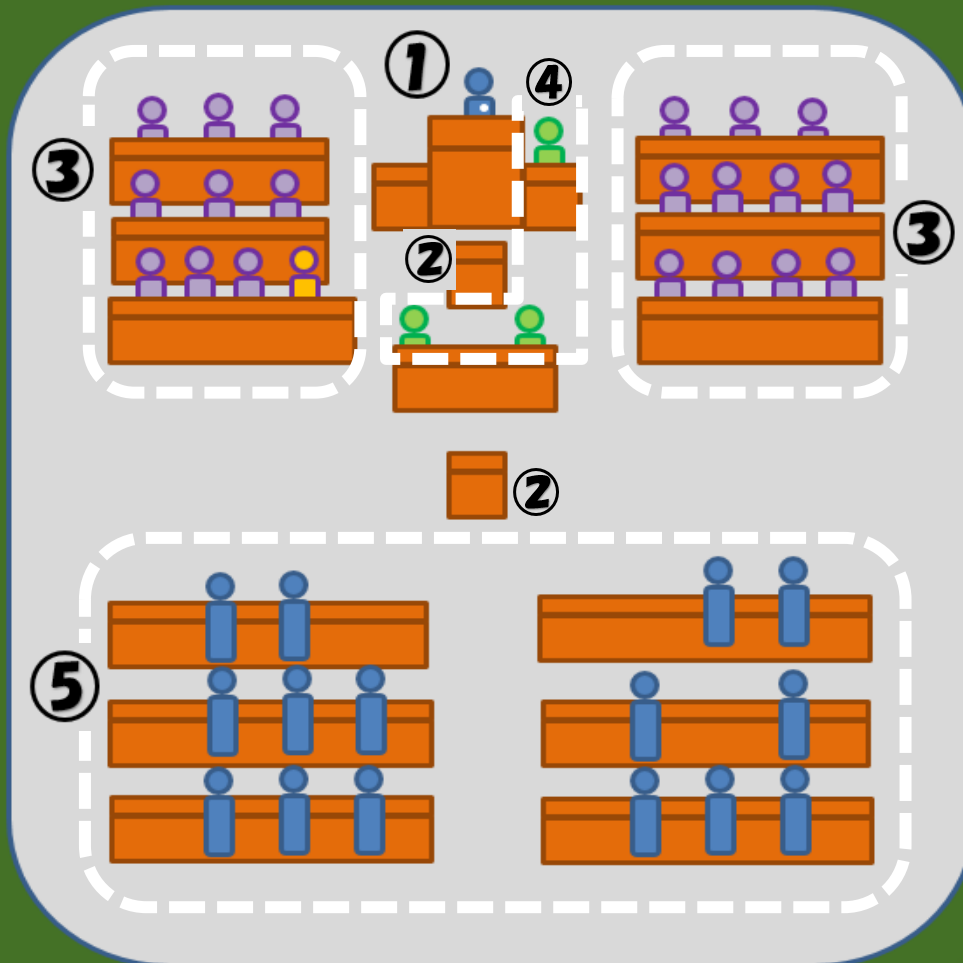
すわ
座ります。

② 演壇・質問席

しちょう せつめい
市長が説明をするときや、

ぎいん しつもん
議員が質問をするときは、こ

こからしゃべります。



③ 説明員席

しちょう きょういくちよう し しょくいん
市長、教育長や市の職員

す ぎいん しつもん
が座ります。議員の質問に

こた
えます。

④ 議会事務局の職員が座

ぎかいじむきょく しょくいん す
り、タブレット端末の操作

じかん きろく
や時間を記録します。

⑤ 議員席

ぎいん せき ばんごうじゆん
議員が決められた番号順

すわ
に座ります。

日

日直



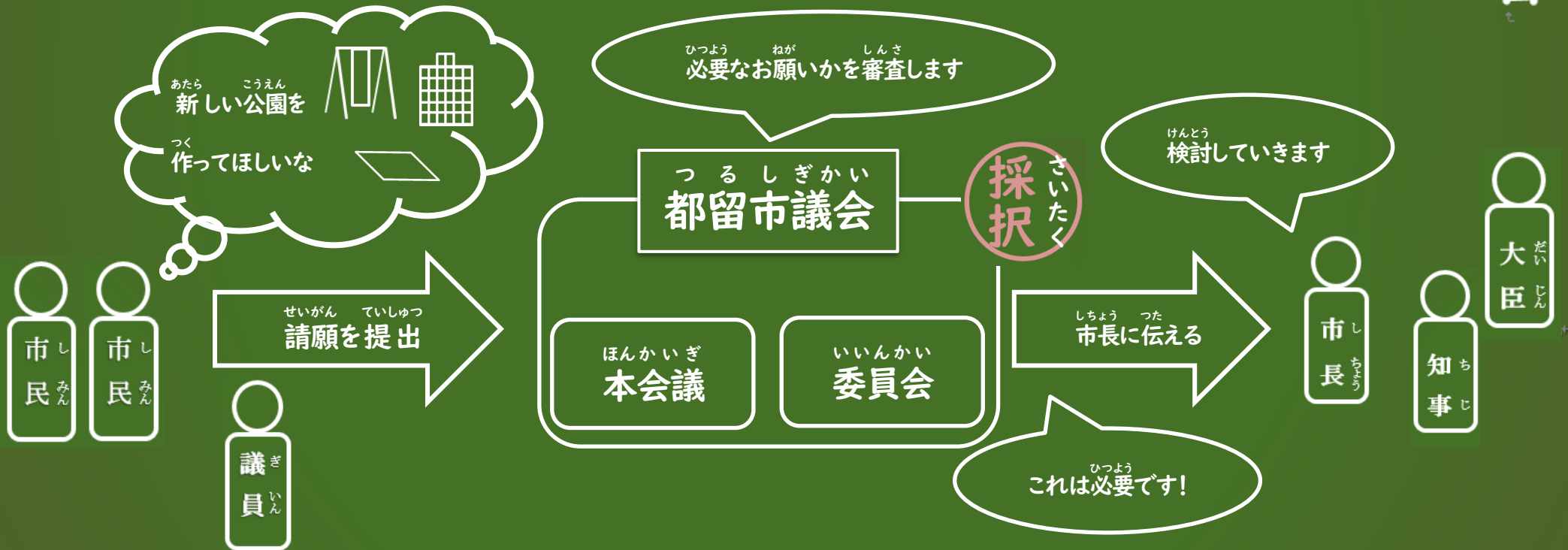
ねが 7. 私たちのお願いって、聞いてもらえるの？

月
日

だれ くに やまなしけん し しごと ぎかい ぶんしょ ねが せいがん
誰でも、国や山梨県、市の仕事について議会に文書でお願いすることができます。これを**請願**といいます。

せいがん ぎかい はな あ さいたく みと し しごと い くに やまなしけん いけん だ
請願は、議会で話し合われ、**採択**といって、認められると市の仕事に活かされたり、国や山梨県に意見を出します。

せいがん ねんれい かんけい だれ だ さんせい ぎいん いっしょ ていしゅつ ひつよう
請願は、年齢に関係なく誰でも出すことができますが、賛成する議員と一緒に提出する必要があります。



ぎかい

8. 議会の様子を見たいときは？

ぼうちょう いほんかいぎ いいんかい はな あ
傍聴と言って本会議や委員会でのようなことが話し合われているのか、

ちよくせつ ようす み き
みなさんも直接その様子を見たり、聞いたりすることができます。

かにゆう じたく つる
また、CATVに加入していれば、自宅のテレビ「都留CATV(11チャンネル)」でも

み
見ることができます。



月

日

日直

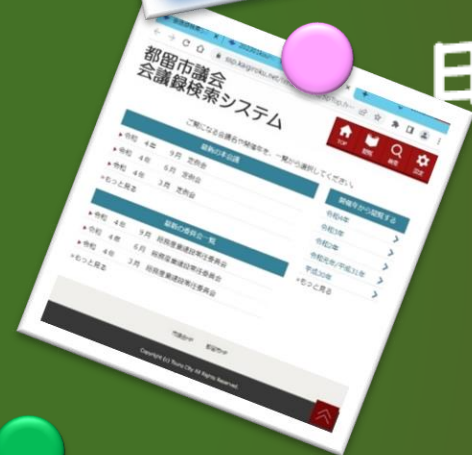
かこ 9. 過去の^{ぎかい ようす し}の議会の様子を知りたいときは？

かこ ^{ぎかい ようす し}過去の議会の様子を知りたいときは、DVDの貸し出しや議会のホームページから^{かいぎろく}会議録で
ほんかいぎ ^{はな あ ようす み}本会議での話し合いの様子を見ることができます。

ほかに、定例会が終わった後に作られる^{ぎかい}「議会だより」を読めば、議会で決まったことや
ぎいん ^{しつもん}議員が質問したこと、^{いんかい}委員会がほかのまちに調査に行ったときの様子などが分かります。

^{ぎかい}「議会だより」は、都留市の「広報」と一緒に配布されます（配布月 2・5・8・11月）。

また、^{つる しぎかいはくしょ}「都留市議会白書」は、1年間の議会の様子をまとめたもので、^{しやくしょ}市役所などでもらえます。



^{ぎかい}議会だよりは1年に4回発行しています

ぎかい せつめい おんじゅん 議会のことばの説明 (50 音順)

しぎかい し ことば て
市議会について知ろうとすると、むずかしい言葉がたくさん出てきます。

おも せつめい
主なものについて、かんたんに説明します。

【議案(ぎあん)】

しちょう しぎかい ていあん し し かね つか かた し けいかく
市長が市議会に提案する「市のルール」、「市のお金の使い方」、「市のしごとの計画」など、
しぎかい はな あ ぎあん
市議会で話し合われるテーマのひとつひとつを「議案」といいます。

【採決(さいけつ)】

しぎかい はな あ さんせい ほんたい たすうけつ さいけつ
市議会での話し合いにもとづいて、賛成か反対かを多数決で決めることを採決といっています。

【市長(しちょう)】

しぎかいぎいん おな しみん だいひょうしゃ し けいかく じっさい おこな せきにしや
市議会議員と同じ「市民の代表者」であり、「市のしごと」を計画し、実際に行う責任者です。
しぎかい しちょう し ただ すす しゃかい やくだ きょうりよく
市議会と市長は、市のしごとが正しく進められ、よりよい社会づくりに役立つように、協力し
あ かんけい
合う関係です。

【招集(しょうしゅう)】

しぎかい ひら ぎいん しょうしゅう しょうしゅう しちょう おこな
市議会を開くために議員をあつめることを招集といっています。招集は市長が行います。

【条例(じょうれい)】

しぎかい けつてい し じょうれい おな くに ほうりつ よ
市議会で決定された市のルールが「条例」です。同じように、国のルールのことを「法律」と呼びます。

【選挙(せんきょ)】

こっかいぎいん ち じ けんぎかいぎいん しちょう しぎかいぎいん せんきょ えら
国会議員、知事や県議会議員、市長や市議会議員などは「選挙」をつうじて選ばれます。
つる しぎかいぎいん りっこうほ 25 さいじょう つるしみん 4 ねん いちど せんきょ おこな
都留市議会議員に立候補できるのは、25 才以上の都留市民で、4 年に一度、選挙が行われます。

【投票(とうひょう)】

さいじょう ひと せんきょけん けんり せんきょ とうひょうじょ い じぶん
18 才以上の人には「選挙権」という権利があり、選挙のときに、投票所へ行って、自分の
えら りっこうほしゃ とうひょう
選んだ立候補者に、投票することができます。

しぎかい 市議会のルール

しぎかい かいぎ みんしゆてき すず げんそく
市議会には、会議を民主的にスムーズに進めるためのルール（原則）
だひひようてき しょうかい
があります。代表的なものを紹介します。

【定足数（ていそくすう）の原則】

かいぎ ひら ぎけつ おこな げんそく ぎいんていすう はんすう ていそくすう いじょう ぎいん
会議を開いたり、議決を行うときは、原則として議員定数の半数（定足数）以上の議員の
しゅっせき ひつよう
出席が必要です。

【会議公開（かいぎこうかい）の原則】

ほんかいぎ げんそく こうかい
本会議は原則として公開されています。

【過半数議決（かはんすうぎけつ）の原則】

しぎかい き げんそく かはんすう けつてい ほんかいぎ ぎちよう
市議会で決めることについては、原則として過半数で決定します。本会議においては、議長は
けつてい くわ さんせい はんたい どうすう ぎちよう けつてい
決定に加わることができませんが、賛成と反対が同数になったときには議長が決定します。

【会期不継続（かいきふけいぞく）の原則】

ていれいかいちゆう き へいかい はいあん つぎ ていれいかい も こ
定例会中に決まらなかったことは閉会とともに廃案となり、次の定例会に持ち越すことは
できません。ただし、引き続き調べて話し合うことを決定すれば、次の定例会まで持ち越す
ひ つづ したら はなし あ けつてい つぎ ていれいかい も こ
ことができます。

【一事不再議（いちじふさいぎ）の原則】

しぎかい いちどけつてい おな ていれいかいちゆう ふたた はなし あ
市議会では、一度決定されたことについては、同じ定例会中に再び話し合うことはできません。

【発言自由（はつげんじゆう）の原則】

しみん せんきよ えら ぎいん じゆう はつげん ほしょう しつれい
市民から選挙で選ばれた議員は、自由に発言できることが保障されています。ただし、失礼な
ことば い たにん しせいかつ い きんし はつげん ぎちよう きよか
言葉を言ったり、他人の私生活について言うことなどは禁止されています。また、発言は議長の許可
ひつよう じゃっかん せいげん
が必要であるなど、若干の制限があります。

※ これらのルールは、地方自治法や都留市議会会議規則などで定められています。

つるしきかい
都留市議会クイズ？

さあ、これまでの内容を参考にしてこれから出題されるクイズに挑戦してみよう！

Q1. 選挙で選ばれた市民の代表者が集まり、市のしごとやお金の使い方などを決めてい

- ① 国会 ② 生徒会 ③ 市議会

Q2. 市議会議員を選挙で選ぶことができるのは何才からかな？

- ① 15才 ② 18才 ③ 20才

Q3 市議会議員の任期(しごとを行う期間)は何年かな？

- ① 2年 ② 4年 ③ 10年

Q4. 議員全員が集まる会議で、市長や議員が提出した議案について話し合い、市議会としての考えを決める会議は？

- ① 職員会議 ② 常任委員会 ③ 本会議

Q5. 都留市のしごとなどに要望があるときに、市議会議員をとおして提出するものは？

- ① 議案 ② 請願 ③ 陳情

つ る し ぎ かい かいとうへん
都留市議会クイズ 《解答編》

せいかい し ぎ かい
1 のこたえ正解は… ③ 市 議 会

し ぎ かい もんたい はな あ し ないよう かた き
市議会では、いろいろな問題を話し合い、市のしごとの内容や やり方を決めています。

ぎ かい き ただ おこな し みる やくだ
また、議会で決めたことが正しく行われているか、市民のくらしにどのように役立っているかをチェック
しています。

せいかい さい
2 のこたえ正解は… ② 18 才

し ぎ かい ぎ いん せんきょ えら ひと さいいじょう つるし ない す し みる し ぎ かい ぎ いん
市議会議員を選挙で選ぶことができる人は 18 才以上の都留市内に住んでいる市民で、市議会議員

り っ こ う ほ ひ と さいいじょう し ない す し みる
に立候補できる人は 25 才以上の市内に住んでいる市民です。

せいかい ねん
3 のこたえ正解は… ② 4 年

ほうりつ し ぎ かい ぎ いん にんき ねん き し ち ょ う にんき ねん
法律で市議会議員の任期は4年と決められています。(市長の任期も4年です。)

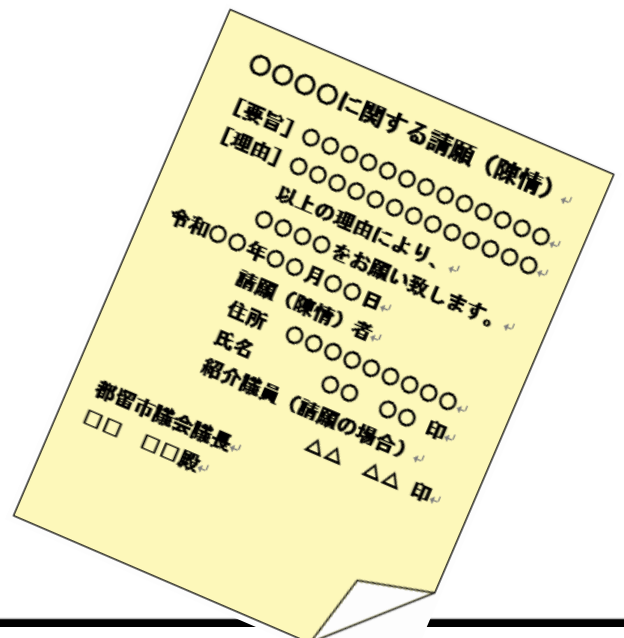
せいかい ほん かい ぎ
4 のこたえ正解は… ③ 本 会 議

ぎ いん はんすういじょう しゅっせき ひつよう し ぎ かい かんが たすうけつ き
議員の半数以上の出席が必要で、市議会としての考 えは多数決で決めます。

せいかい せい がん
5 のこたえ正解は… ② 請 願

ぎ いん ていしゅつ せいがん
議員をとおして提出するものを請願といい、

ぎ いん ていしゅつ ちんじょう
議員をとおさずに提出するものを陳情といいます。



×毛

都留市議会

〒402-8501 山梨県都留市上谷一丁目1番1号

電話 0554-43-1111(代表)

FAX 0554-45-2181

e-mail:gikai@city.tsuru.lg.jp



市議会 HP

ホームページ <https://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

～議会を学ぼう 令和5年6月改訂～